

特定医療法人社団 潤恵会 ひのき介護医療院 契約書

_____様（以下「利用者」といいます。）と特定医療法人社団 潤恵会 ひのき介護医療院（以下「事業者」といいます。）は、利用者に対して行う介護サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」）を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が指定を受けた当該施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

第2条（契約期間）

この契約は令和 年 月 日から始まり、利用者は、第10条から第13条に基づく契約の解約又は終了がない限り、この契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用できるものとします。

第3条（サービス計画の作成・変更）

事業者は、利用者のための「施設サービス計画」（以下「サービス計画」という。）を作成する「計画担当介護支援専門員」が、本条項に定める職務を誠意をもって遂行するよう責任をもって指導します。

- 「計画担当介護支援専門員」は、利用者の入所後、速やかに「サービス計画」の作成に着手します。
- 「計画担当介護支援専門員」は、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、施設の他の従業員と協議のうえ、サービス計画案を作成します。
- 「計画担当介護支援専門員」は、「サービス計画」の作成後においても、施設の他の職員と連絡を継続的に行い、必要に応じてサービス計画変更案を作成します。
- 利用者は、「計画担当介護支援専門員」に対し、いつでも「サービス計画」の内容を変更するよう申し出ることができます。その場合、「計画担当介護支援専門員」は、施設介護の趣旨に反しない範囲で、計画の実施状況を把握し、できる限り利用者の希望に添うように「サービス計画」を変更します。
- 「計画担当介護支援専門員」は、サービス計画案又は計画変更案を作成した段階で、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得ます。

第4条（サービス提供と内容）

事業者は、「重要事項説明書」に記載した施設が提供するサービスのうち、入所後作成する「サービス計画」に沿ってサービスを提供します。

- 2 事業者は利用者が提供を受けるサービス内容について、利用者または家族に説明します。
- 3 サービス計画が利用者との合意を持って変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者または家族の同意を得て新たな内容の【重要事項説明書】を作成し、それをもってサービス提供の内容とします。

第5条（サービス提供の記録及び保管）

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、所定のサービス実施記録表に提供したサービスの内容等必要事項を記入し、サービス計画書に利用者の確認を受けることとします。
- 2 利用者が、その判断能力から前項の確認をする事が出来ない場合は、利用者の成年後見人、任意後見人、代理人または、ご家族等から確認を得るものとします。
- 3 事業者は、サービス提供に関する記録を作成することとし、この契約の終了後（最終利用月）2年間保存します。
- 4 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する第1項に定めた記録の閲覧及び写しの交付を受けることができます。尚、記録の開示請求を行う場合は、別に定める書式を持って請求するものとし、別途手数料が発生します。

第6条（料 金）

利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書及び別紙料金表】に定める介護サービス利用単位毎の料金をもとに算定された月毎の利用者負担額を支払います。

- 2 事業者は、利用者に対し翌月15日までに明細書を付した当月分の請求書及び前月分の領収証をお渡しいたします。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を原則として翌月28日に口座振替で支払います。
- 4 事業者は、提供する介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 5 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。

第7条（利用者負担金の滞納）

利用者が正当な理由なく利用者負担金を3ヵ月分以上滞納した場合には、事業者は文書により10日以上を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 事業者は、前項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 3 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第8条（利用の中止及び契約の終了）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- （1）利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）又は要支援と認定された場合
- （2）利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
- （3）医療機関に長期間入院する場合又は長期間入院すると予想される場合
- （4）利用者が死亡した場合

第9条（利用者の解約権）

利用者は事業者に対して、契約終了希望日の7日前までに通知をすることにより、この契約を解約することができます。なお、この場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - （1）事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
 - （2）事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき
 - （3）事業者が破産申立をしたとき

第10条（事業者の解約権）

事業者は、やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合、文書により1ヶ月以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- 2 事業者は、利用者が次の各号に該当し、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。
 - （1）利用者の行動が、他の利用者、自身の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者が十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
 - （2）利用者が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき

第11条（入院期間中の取扱い）

利用者が病院又は診療所に入院した場合、30日以内に退院すれば、退院後、すみやかに再入所の調整をするものとする。

- 2 事業者は、利用者が入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる場合、利用者及びその家族の希望等を配慮し、必要な便宜を図るとともに、退院後も優先的に再入所できるようにします。

第12条（退所時の援助）

事業者は利用者の心身の状況などを考慮し、在宅生活への復帰が可能であるかどうかについて検討し、可能である場合には在宅生活へ向けた必要な援助を行います。

- 2 契約の解約又は終了により、利用者が当該施設を退所することになった場合は、事業者は、あらかじめ、必要に応じて主治の医師及び居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターに対する情報の提供を行うほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第13条（秘密の保持）

事業者および事業者の使用する者は、業務上知り得た利用者および家族に関する秘密および個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、予め文書により利用者または家族からの同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、介護支援事業者との連絡調整、サービス担当者会議等必要な場合には、個人情報を利用できるものとします。

第14条（賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は利用者に対して賠償する責任を負います。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第15条（緊急時の対応）

事業者は、利用者が入所中に利用者の容態が急変した場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等必要な対応を講じます。

第16条（身体的拘束その他行動制限）

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しません。

- 2 事業者が、前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合、事業者は事前、又は事後速やかに利用者の法定代理人、任意後見人、利用者代理人もしくは家族に対し十分説明します。なお、サービスの提供記録にその内容を記載します。

第17条（個人情報の保護）

事業所は、入所者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た入所者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者及びその家族の了解を得るものとする。

第18条（相談・苦情対応）

- 1 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、区市町村、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、施設サービス内容に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情等を申し出たことを理由として、不利益な扱いをすることはありません。

第19条（利用者代理人）

利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第20条（本契約に定めのない事項）

- 1 事業者および利用者は、信義に従い誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係法令の定めるところを遵守し双方が誠意を持って協議して定めます。

第21条（留意事項）

認知症等により契約に対する意思能力、判断能力が不十分な利用者との契約については、利用者の成年後見人又は、利用者の家族や身元引受人による代理契約となります。又、利用者に麻痺等があり、利用者本人の署名が得られない場合には、上記の方の署名代行となります。

第22条（その他）

高齢の方は、心身の障害、心身機能の低下、薬の副作用、環境の変化等に伴い 転倒・転落・誤嚥などの事故の可能性があります。当施設では事故の発生防止に努めておりますが、ご利用者様全ての行動を管理・予測できるものではありません。事故が発生した際の責任は負いかねます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者は署名、事業者は記名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

ご家族 住所 _____

氏名 _____ 続柄 () _____

代理人 住所 _____

氏名 _____

事業者 所在地 _____ 東京都足立区新田2-16-13 _____

事業者名 _____ 特定医療法人社団 潤恵会 ひのき介護医療院 _____

事業者番号 _____ 13B2100015 _____

代表者名 _____ 理事長 柳 沼 征 人 _____ 印 _____